施設カルテ

【平成26年度】

①施設の基本情報

施設番号	s01673	住所（所在地）	松阪市飯南町粥見1125番地1
施設名称	飯南茶業伝承館（飯南茶業伝承館）		
根拠条例	松阪市飯南茶業伝承館条例	設置年度	平成 9年度
担当部署	産業経済部　林業・農山村振興課	財産区分	12 公共用財産
設置目的	長年、茶品評会出品茶製茶は組合員個人の工場に芽を搬入し行われていた。このことは、その工場所有者の負担であり、組合員からは研修製茶工場と茶業振興の活動拠点の設置が求められていた。 平成9年度、茶業振興と茶製茶技術の伝承を図るとともに、茶の歴史など情報発信拠点として設置された。		

②建物の概要

設置形態	単独	用途地域等	区域外	駐車場（収容台数）	10 台
土地	敷地面積	915.30 ㎡	所有者	市	借地期間・借地料 ―
主たる建物	建物名称	飯南茶業伝承館	構造・階数	鉄骨（4mm超）・地上2階・地下0階	
	用途	工場	建築年月日	平成10年 3月20日	建物取得費 119,891,000 円
	延床面積	444.45 ㎡	所有者	市	耐震基準 新耐震基準
	耐震診断（実施年月）	不要	耐震補強（実施年月）	不要	

大規模改修等の履歴（計画・実施年度、対象建物、改修内容、費用（税込）：300万円以上）

実施年度	対象建物	改修内容	費用（税込）

リスク・高機能化対応度	
管理・運営上の問題点	松阪市茶業組合の活動拠点として、全国・関西茶品評会出品茶の加工・仕上げや小・中学生、市民を対象にお茶の淹れ方教室などを開催している。 松阪茶の振興を図るなかで、当施設を活用して、品質向上や需要拡大に向けて取り組んでいく必要がある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	平成29年3月末をもって現在の指定管理の期限をむかえる。次期指定管理にあっては、施設の譲渡などの検討を行っていく必要がある。

③管理・運営の概要および経費

利用時間	10:00～15:00	休館日	土・日・祝日 12月29日～1月3日	運営形態	指定管理
委託期間（指定管理の場合）	自	平成24年4月1日	至	平成29年3月31日	
管理者・運営者名	松阪市茶業組合	業務内容	茶業振興と茶製造技術の伝承　お茶の情報発信		

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人

施設の維持管理に係る経費		施設の運営・事業に係る経費	
維持管理経費	0	運営・事業等経費	1,954,285
光熱水費		指定管理委託料	1,954,285
保守点検委託料		その他の経費	
賃借料			
修繕費		②小計	1,954,285
その他の経費		財源 補助金等収入	
人件費	0	財源 使用料等収入	271,448
職員　等	0	財源 その他収入	265,252
非常勤職員			
①小計	0	③年間収入合計	536,700
④合計（①＋②）－③	1,417,585 円	市民一人あたりのコスト	8.44 円

④施設の状況

利用内容	単位	実績数（過去3カ年） H24	H25	H26	H26実績（詳細） 使用可能数	稼働率（%）
製茶場	人	415	433	380		
仕上場	人	171	171	174		
研修室	人	899	947	849		

類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設	
特記事項			